

戦後日本が9条という憲法規範＝最高法規を持ったことは、戦後日本の平和研究・平和教育・平和運動に決定的な影響を与えたといえよう。9条があるゆえに、平和問題は憲法問題となったし、平和運動が憲法訴訟や護憲運動のかたちをとることが多かった。1776年のヴァージニア権利宣言13条（常備軍の忌避）や1791年フランス憲法第6篇（征服戦争放棄）のように、近代成文憲法は最初から平和条項を持っていたとはいえず¹、戦後日本ほど憲法と平和が密接に結びついている社会はあまりないと思う。戦後日本において戦争と平和の問題を考えると、日本国憲法9条の平和主義はつねに我々の思考枠組み、判断基準であった。しかし、これまで我々は、日本国憲法9条を本当にトータルに、的確に理解してきただろうか。私はこれまでの9条理解は不十分であったと思う。私自身は、憲法9条を6つの視点から見るというアプローチによって、初めて憲法9条の全体像をとらえることができると考えている。すなわち、1) ワシントンから見る9条、2) 大日本帝国から見る9条、3) 日本の民衆から見る9条、4) 沖縄から見る9条、5) 東アジアから見る9条、6) 世界の民衆から見る9条。憲法9条とはこれらの総体、つまり六面体である。以下、憲法9条を6つの視点から見ていきたい。本稿は同時に、憲法9条を脱神話化し、再構築する試みである。

I ワシントンから9条を見る

9条の1つの側面は、連合国による枢軸国の武装解除である。アジア太平洋戦争という侵略的な武力行使をした日本の武力を全面的に否定するということである。その意味では、憲法9条には懲罰の意味が含まれているといえる²。1945-46年の時点で、世界平和の課題は枢軸国の非軍事化・民主化であり、これは連合国による枢軸国の占領改革等によって追求された。占領改革の中で、憲法改革は不可避であり、日独伊のいずれにおいても、非軍事化条項＝平和条項——日本の9条、イタリアの11条、西ドイツの26条——を含む新憲法が制定された。

9条の起源は、連合国軍総司令部による憲法改革の基本方針というべきマッカーサー・ノートの第2項であるが、これがどこから来たかについては研究者の間で見解の相違があり、この問題はまだ決着が着いていない。私自身は三輪隆の仮説が興味深いと思う³。東京の連合国軍総司令部で日本の憲法改革が問題となっていた頃、米国のバーンズ國務長官は「日本非武装化・非軍事化条約案」を検討していた。この構想を知ったマッカーサーが日本の非武装化を憲法条項として書き込んだのではないかというのが三輪の仮説である。この仮説によれば、憲法9条はもともと条約の性格を持っているということになる。

武装解除された日本の安全は、連合国＝国際連合（The United Nations）によって保障される、というのが日本国憲法の考え方であったろう。しかしながら、連合国の日本占領中に、連合国＝国連の分裂・対立、つまり冷戦が進行し、連合国＝国連の武力同士が対決する事態が生じた。国連による安全保障は期待できなくなった。そのため、日本政府は「外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する」（国防の基本方針）という方向を選択した。

米国政府は天皇制を軍国主義と切り離れたうえで、日本をパックス・アメリカーナに組み込んだ。そして冷戦ゆえに、日本の非軍事化は放棄され、米軍および西側同盟を補完する日本再軍備が追求された。米国は1950年前後から日本再軍備と9条改正を要求した。1953年11月に来日したニクソン副大統領が「日本を非武装化したことは誤りであった、憲法9条改正が必要である」と演説したのは顕著な例である。

他方で、枢軸国を占領統治するために駐留した米軍は、枢軸国の占領統治終了後も——イタリアから一時撤退した時期があるが——基本的にはそのまま駐留を続けた。それゆえ、日本、ドイツ、イタリアには多くの米軍基地が存在し続けている。枢軸国に駐留する米軍は、旧敵国を封じ込め、さらにソ連を封じ込める「二重の封じ込め」の役割を果たしてきたといわれる⁴。駐留米軍の9条適合性は、砂川事件最高裁判決等で支えられてきた⁵。

1950年代以降、9条改正なしの日本再軍備が進行する。日米安保条約のもとで、米軍と自衛隊の連携が深まるのは、1978年に日米防衛協力の指針（ガイドライン）がつくられてからである。米軍の攻撃力（核兵器を含む）と自衛隊の防衛力（「専守防衛」）がセットになっている。冷戦終結後、1990年代に日米安保は再定義され、自衛隊の役割は拡大深化した。また、国連PKOへの参加というかたちで自衛隊の海外派遣が進められた。2000年代に入って、米国の要求を背

景に、テロ対策特別措置法やイラク特別措置法等により、自衛隊はペルシャ湾、イラクに派遣されるにいたっている。現在、アジア太平洋において、米軍を中心に自衛隊、韓国軍、オーストラリア軍等との連携・ネットワーク化が進行している。日本の軍事化の最後の歯止めというべき「集団的自衛権行使は許されない」という9条解釈を変更することが、ワシントンの要望である。

しかしながら、現在のオバマ政権と安倍政権の関係は微妙であろう。歴史修正主義——大日本帝国とその戦争の正当化——を抱く安倍政権に対して、オバマ政権は警戒の念を持っているはずである。制度化された日米同盟は揺るがないとしても、現在の安倍政権が憲法改正に突き進むことをワシントンが歓迎するかどうか、わからない。日本の安全保障政策に大きな影響を与えているアーミテージ・ナイ報告書（2012年版）は「明文改憲は求めない。解釈改憲がよい」と述べている⁶。

II 大日本帝国から9条を見る

戦後日本の保守政治家は、大日本帝国の価値観を密かに温存しつつ、パックス・アメリカナに組み込まれた。昭和天皇もパックス・アメリカナに組み込まれることで、生き延びた。彼らにとって、9条は「天皇制と彼らの政府」をまもるための「避雷針」である。彼らにとっては、マッカーサー・ノートの第1項（天皇制の存続）と第2項（戦争および戦力の放棄）は密接に結びついている。1946年2月、日本国憲法の草案、いわゆるマッカーサー草案を提示された幣原内閣が、はじめは抵抗しつつも、最終的にそれを受け入れたのは「皇室のご安泰」のためである。ここで「皇室のご安泰」と言ったとき、2種類のご安泰が問題になるだろう。ひとつは天皇制の存続であり、もうひとつは昭和天皇の戦争責任が追及されないということである。

日本の保守政治家にとっては、1946年2月の時点で、天皇制の護持と9条は結びついていたであろうが、米国政府にとっては事情が違っていたであろう。米国政府はかなり早い段階で戦後の天皇制の存続を判断していたとする解釈がある。政治学者の加藤哲郎によれば、1942年6月の米国陸軍省の文書がすでに「天皇を軍部から切り離し、平和の象徴として利用する」という戦略を提案している。早くもこの時期から戦後日本の象徴天皇制を構想していたグループが米国政府内にいた可能性がある⁷。他方で、1946年2月という時点で考えてみると、憲法9条には、軍国主義と天皇制を切り離すことで、昭和天皇の戦争責任の問題を後景に退かせるという効果があったであろう。古関彰一は「・・・戦争放棄条項は、天皇を戦犯から除外するための政治的戦略として憲法に盛り込まれた・・・」と書いている⁸。

また同時に、9条は、敗戦で危機に直面した保守政治家たち自身が生き残る手段でもあった。占領軍総司令部民政局長のホイットニーは、「マッカーサー将軍は、これが、数多くの人によって反動的と考えられている保守派が権力に留まる最後の手段であると考えています」と述べている⁹。

このようにして戦後日本の保守政治家は9条を受け入れた。彼らは1950年代に憲法9条改正を試みたが、日本の民衆の反対のために失敗した。それ以降、保守政治家は、9条改正には言及せず、法律のレベルで実質的な再軍備、軍備増強を追求する路線——明文改憲ではなく解釈改憲——をとることになった。そのため、戦後日本には、憲法にもとづく法体系と日米安保条約に基づく法体系の「2つの法体系」が並存するという状態が出現した¹⁰。

憲法9条を改正しないままの再軍備、軍備増強は着々と進行し、いまや日本の軍力は世界有数のものとなっている¹¹。もともと専守防衛を旨とした自衛隊の活動は、イラクやソマリア沖へ派遣されるところまで拡大している。

ここで、国連安全保障理事会常任理事国入りをめざしてきた日本外務省の動きに触れておきたい。日本外務省は、1969年の愛知揆一外務大臣の国連総会演説以来、国連安保理常任理事国入りをめざしてさまざまな動きをしてきた。これに関連して、大島賢三元国連大使の認識は非常に興味深い。大島は次のように書いている。「日本と国連の関係を直視するとき、真の『戦後の総決算』は、まだ完結していないと思う。日本にとっての総決算とは、安保理の構成や旧敵国条項に象徴される60年前の遺物の壁を乗り越えること・・・と考える」¹²。この文章からは、連合国／枢軸国の呪縛から解放され、再び政治大国として復帰したいという日本外務省の意欲が伝わってくる。国連安保理常任理事国入りをめざすということは、特権的な国家をめざすということであり、グローバルな民主主義に逆行する動きである。2005年前後に機運が高まったいわゆる「安保理改革」は、現在はおかつてほどの勢いはないが、なお議論は継続している。自衛隊をイラク、ソマリア沖へ派遣するところまで来たとはいえ、憲法9条2項のもとでは、

日本の軍事大国への復帰は完成しない。日本の保守政治家にとって、9条2項改正は宿願であり続けている。また日本の財界も9条2項改正を望んでいる¹³。

敗戦から68年経った現在でも、大日本帝国の克服は終わっていない。2002年に全面的にリニューアルされた靖国神社の遊就館（近代日本の戦争を展示した博物館）の展示は興味深い。ここでは大日本帝国が生きている。大東亜戦争に関する一連の展示室の最後に、「・・・占領軍は、・・・憲法や教育基本法の制定などで、日本の弱体化を図った」¹⁴と書かれている。日米は同盟関係にあるとはいえ、ここにはワシントンと大日本帝國的日本との緊張関係が示されている。そして歴史修正主義に立脚する現在の安倍政権は大日本帝國的日本を引きずる発言・行動を示して、東アジアの緊張を高めている。

III 日本の民衆から9条を見る

日本国憲法が制定されたとき、日本の民衆は9条を「無自覚に受容した」というべきであろう¹⁵。しかし、1950年以降、冷戦・日本再軍備が進行する中で、9条を改正しようとする動き、日米安保体制を強化しようとする動きが起きるたびに、日本の民衆はそれを拒否し、抵抗してきた。駐留米軍および自衛隊の存在、あるいは自衛隊の活動が憲法9条に違反すると主張する憲法訴訟が数多く提起された。これらのプラクティスによって、日本の民衆は憲法9条を主体的につかみ取り、内面化していったといえる。戦後日本の憲法研究者は、1791年フランス憲法以来の憲法平和条項の歴史、カント平和論、1920年代米国の「戦争非合法化」論、1928年パリ不戦条約、戦争違法化の潮流、そして近代日本の平和思想・平和運動の歴史の中に憲法9条を位置づけた。そして、9条をめぐる数多くの憲法訴訟を理論的に支えた。彼らはまた、日本国憲法前文の平和的生存権の考え方に注目し、世界に先駆けて「人権としての平和」を打ち出した。

このような9条と前文の理解は、日本国憲法が制定されたときにすでに自覚されていたわけではなく、戦後日本の民衆、憲法研究者が徐々に獲得したものである。これら60余年にわたる日本の民衆と憲法研究者のプラクティスこそが最も重要である。戦後日本の民衆、憲法研究者によってつかみ取られた憲法9条は、もはや連合国による枢軸国の武装解除の規定あるいは天皇制を護持するための避雷針ではなくて、武力によらずに平和をつくることをめざす規定としてつくり直されている。小熊英二の言葉を借りるならば、「戦後日本において・・・原著者の意図をこえた読みを施されていったテキストの代表例は、日本国憲法であった。アメリカから与えられた憲法が、アメリカの冷戦戦略に対抗し、日本のナショナリズムを表現するための媒体となっていくたのである」¹⁶。小熊は、「九条ナショナリズム」という言い方をしている。

本稿の冒頭でも触れたように、戦後日本の平和運動・平和研究・平和教育は、9条という憲法規範を持ったことの圧倒的な影響を受けた。9条という憲法規範は、附随的違憲審査制と相まって、民衆のイニシアティブで日米安保体制（米軍と自衛隊）の問題性を追及する最大の拠り所となった。9条があるゆえに、戦後日本においては、平和問題は憲法問題となったし、平和運動も憲法訴訟や護憲運動のかたちをとることが多かった。しかし、これにはマイナス面もある。戦後日本では、平和問題がもっぱら憲法論（解釈論、改正論、擁護論）になってしまい、日米安保体制にとって代わる平和・安全保障の構想や政策を打ち出して、民衆がそれを実現していくことが不十分であった。また、世界各地の紛争や人道的危機に対する日本の国際平和協力も、自衛隊を派遣すべきか／派遣すべきでないかという議論に傾斜していき、自衛隊を派遣しなければそれだけで平和に近づくかのような誤解が生じた。戦争を克服し、平和をつくるわれわれの課題にとって、憲法規範はもちろん重要であるが、戦争克服・平和創造のアジェンダは憲法規範を超える広大な領域に及ぶのである¹⁷。憲法9条は、包括的な平和創造プログラムの一要素であり、多彩な平和政策・平和実践の起点というべきである。

日本国憲法9条はまた、日本における自由とデモクラシーを回復するための重要なテコであった。自由とデモクラシーを実現、担保するのは民衆であり、もともと理念としては民衆は武器をもって自己および共同体を防衛することが想定されている。しかし、民衆、市民（シビル、シビリアン）が自己の政治権力を信託した政府が、国防、安全保障の名目のもとに、自由とデモクラシーを抑制／停止し、あるときミリタリーがシビルを完全に抑圧する事態が生じる。徹底的な武装解除／非軍事化の規定である日本国憲法9条は、ミリタリーを脱正統化することによって、シビル、自由、デモクラシーを回復する役割を果たしたといえる¹⁸。

現在、日本国憲法9条2項の文言（戦力の不保持、交戦権の否認）と自衛隊および日米安保体制との乖離があまりにも大きいので、憲法への不信、シニシズムを克服して、法の支配および憲法の平和主義を「救出」するために、9条を改正するほうがよいという「護憲的改憲論」

がある¹⁹。しかし、そうだろうか。

9条は「挙証責任あるいは説明責任の分配」の規定である²⁰。それはどういうことか。9条は、「陸海空軍その他の戦力」と疑われる存在、あるいは「武力の行使」と疑われる行為がそうでないということの挙証責任あるいは説明責任を政府の側に負わせている。日本政府は自衛隊が憲法9条2項によって禁止されている戦力でないということを説明しなければならないし、自衛隊の行動が武力の行使ではないということを説明しなければならない。自衛隊の存在および活動の法的根拠づけは非常に複雑なものとなり、多くの制約のもとに置かれる。自衛隊の活動を拡大しようとするとき、日本政府はそのたびに国会でそれは憲法9条に違反しないということの説明しなければならない。それに対して、9条が改正されて、軍事が憲法の中に位置づけられるようになると、日本の法体系は根本的に転換するだろう。軍事が正統性、公共性を獲得し、軍の行動を批判する側の証明、説明は非常に困難なものになるだろう。9条の文言と自衛隊の現実との乖離がどんなに大きくなっても、政府に挙証責任・説明責任を負わせる規定としての9条の意義が減じることはない。

IV 沖縄から9条を見る

マッカーサーにとって、憲法9条と沖縄の米軍基地はセットであった²¹。憲法施行1か月後の1947年6月、マッカーサーは「沖縄に米国の空軍を置くことは日本にとって重大な意義があり、明らかに日本の安全に対する保障となる」と述べている²²。沖縄の米軍基地の存在ゆえに憲法9条が可能になったという面がある。沖縄は1945年6月から1972年5月まで、米軍の占領下にあり、合衆国憲法も日本国憲法も適用されなかった。

日本国憲法9条が適用されなかった沖縄には、しかし、非戦論の平和思想の伝統があり、また阿波根昌鴻に代表される非暴力の抵抗運動の豊かな経験があった²³。

米軍占領下にある沖縄の人々が、人権が保障される生活をめざしたとき、「平和憲法の下への復帰」が1つの方向性として浮かび上がってきた。元沖縄県知事の大田昌秀は、憲法が適用されている日本本土よりも、それから除外されていた沖縄の方で平和憲法が生き生きとその活力を発揮していると述べている²⁴。沖縄タイムスは「復帰」の日の朝刊に、日本国憲法全文を掲載した。沖縄の本土「復帰」は、沖縄の非戦論と日本国憲法9条との「合流」といえるであろう。しかし、「復帰」後も、米国は沖縄の米軍基地をフルに使っており、駐留米軍によって沖縄の人々の平和的生存権が脅かされる状態が続いている。沖縄の本土「復帰」によって、日本国憲法と日米安保条約という「2つの法体系」の矛盾・暴力は沖縄の人々に最も重くのしかかっている。

沖縄の米軍基地はパックス・アメリカナを支えるグローバルな米軍基地網の一環である²⁵。米国は2012年9月30日現在、国外に598の軍事基地を置いている²⁶。グローバルに存在する米軍基地網に対応して、米軍基地反対運動もまたグローバルに存在している。ワシントンの立場から沖縄を含む世界の米軍基地をどうすべきかについては、見解の幅がある。一方の極に「米国の要塞化」という主張がある。この考え方によれば、軍事技術の進歩ゆえに、海外基地から撤退して、同盟国を活用したほうがよい、また、海外基地は米国の同盟国にとってさほど拡大抑止の役割を果たしていないという。他方の極には「古典的パックス・アメリカナ」の考え方があり。冷戦期と同じく現在でも、世界の米軍基地——前方展開——は世界秩序維持にとって重要だとする。これらの両極の中間に、海外基地の限定的削減を主張する見解などがある²⁷。

いま沖縄の置かれている状況は複雑を極めていと思う。現在、中国の海軍力、空軍力の台頭は目覚ましく、中国軍は西太平洋、東シナ海、南シナ海において米軍の覇権に挑戦している。オバマ政権はアジア太平洋重視戦略を打ち出している。この状況下において沖縄の米軍基地は両義的である。一方で、地政学的発想をするならば——中国に対する封じ込め、包囲網形成——、沖縄の米軍基地は中国をにらむ重要な位置にある。他方で、現在の中国のミサイル攻撃能力を考慮するならば、沖縄の米軍基地は中国のミサイル攻撃に対して脆弱であり、米軍はグアムまで後退すべきともいえる²⁸。現在、米軍では、この2つの考え方が併存・競合していると思われる。

このような現在の状況をにらみつつ、沖縄の犠牲のうえに9条が存在してきた事実を見つめたいうえで、沖縄の脱軍事化の道筋を探ることは、ヤマトの人間の課題であり、責任であろう。

V 東アジアから9条を見る

日本国憲法9条は日本の安全保障の規定ではない²⁹。9条は「日本軍国主義の脅威に対する安全保障」の規定であり、大日本帝国の侵略戦争によって被害を受けた東アジアの民衆の安全保障の規定である。

対アジアの侵略戦争とのかかわりで、日本国憲法9条を最も早い時期に最も深いところでもらえたのは日高六郎である。日高は、1946年3月7日に新聞紙上で発表された「憲法改正草案要綱」を読んだときのことを振り返って、次のように書いている。

「・・・私は、アジア全域の戦禍と虐殺を経験した民衆が、どのように日本国憲法を読み、第九条を理解するであろうかを考えた。彼らにとっては、第九条は、日本が再度、残虐な武力行使、独善的な政治行動、人権侵害の差別行為をしないことの国際的な保障でなければならなかったはずである。・・・第九条に懲罰的意味がふくめられていることは、彼らにとっては当然のことであった。・・・私たちにあって不可欠ななみは、十五年戦争を思い出し、記憶にきざみつけること。歴史として残すこと。反省の感情と人間としての倫理感を結びつけること。そのことができないで、『第九条』の世界的先駆性を語るのには、恥ずかしい・・・。」³⁰

残念ながら、日高のような9条のとらえ方は、1946年の時点ではむしろ例外であったらう。幣原喜重郎は、9条の先進性、日本が世界の平和運動の先頭に立つこと、モラル・リーダーシップを発揮すること等を語っている。しかしながら、9条とは侵略的武力行使の結果としての日本軍の全面的な否定であるということをふまえないで、9条の先進性を語るの見当違いである。戦後日本の民衆や憲法研究者は9条の先進性を語ってきたが、それにはアジア太平洋戦争の侵略戦争性、戦争犯罪性を凝視して、侵略戦争に対する責任を果たすことがともなっていなければならないだらう³¹。

日本の安全保障については、憲法9条ではなくて前文第2段落が述べている。「日本国民は・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という部分である。ここから導出される安全保障構想・政策は、軍事同盟ではなくて諸国家が「共通の安全保障」を追求すること、あるいは安全保障共同体をつくるという方向性である。東アジアにおいても、このような方向性の追求が必要である³²。その際、過去の克服・和解、信頼醸成、核兵器および通常兵器の軍縮等が課題となるであらう。そして、ヨーロッパの冷戦を終わらせたヘルシンキ・プロセス（CSCEプロセス）が参考になるであらうし、東アジアにおけるさまざまな政府間協議の場——東アジア・サミット、ASEAN地域フォーラム等々——に一定の役割があるであらう。

しかし政府間協議がなかなか進展しない現在の東アジアにおいては、市民社会、NGOの役割が大きい。たとえば、コフィ・アナン前国連事務総長の呼びかけに応じて始まったNGOのプロジェクト「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict, GPPAC)の枠組みのもとで、2004年から、東北アジア——中国、台湾、北朝鮮、韓国、モンゴル、極東ロシア、日本の7つの国・地域——のNGO関係者が集まって、議論を続けてきた。このグループは、2005年2月に、東北アジアにおける武力紛争予防・平和創造の諸課題を「東北アジア地域アクション・アジェンダ（東京アジェンダ）」としてまとめている。「東京アジェンダ」は、東北アジアにおいて平和をつくるための道筋を詳細に述べているが、次のような一節を含んでいる。

「私たちは、日本国憲法9条が地域的平和を促進するための不可欠な要素の1つであると認識している。日本国憲法9条は、日本の軍事主義を封じ込めることで地域の民衆の安全を確実なものにするための規範であるとされてきた。とくに、紛争解決の手段としての戦争およびそのための戦力の保持を放棄したという9条の原則は、普遍的価値を有するものと認知されるべきであって、東北アジアの平和の基盤として活用されるべきである。」³³

現在、東アジアで台頭しているミリタリズムを批判し、抑制するための重要な道具として、我々は日本国憲法9条を活かすことが求められている。

VI 世界の民衆から9条を見る

いまから15年前、1999年5月にオランダのハーグで開催された平和NGOの会議「ハーグ平和アピール」の最終日に、5日間の討議のハイライトとして「公正な世界秩序のための10の基本原則」が発表された。その第1原則は「各国議会は、日本国憲法9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」と述べている³⁴。それ以来、世界の平和NGOが国際会議を開いて、宣言や行動計画などを作成するとき、日本国憲法9条に言及することが多くなった。主要なものを挙げると、ミレニアム・フォーラム（2000年5月、ニューヨーク国連本部）の「平

和・安全保障・軍縮」部会最終報告書、GPPACの「東北アジア地域・アクション・アジェンダ（東京アジェンダ）」（2005年2月、東京・国連大学）と「グローバル・アクション・アジェンダ」（2005年7月、ニューヨーク国連本部）、世界平和フォーラム（2006年6月、バンクーバー）の「バンクーバー平和アピール2006」等がある。そして、これらの延長線上に、日本の平和NGOが主催した「9条世界会議」（2008年5月）と「戦争を廃絶するための9条世界宣言」がある³⁵。いまや日本国憲法9条は、世界の平和運動、平和NGOの共有財産になっているといえよう。

世界の平和運動と日本国憲法9条の出会い、実は「再会」である。というのは、憲法9条のひとつの源泉は1928年のパリ不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）であり、パリ不戦条約を成立させた原動力のひとつは1920年代米国の平和運動、「戦争非合法化」運動だからである³⁶。

また、1999年の「ハーグ平和アピール」において、世界の平和NGOと日本国憲法9条が出会ったことは意義深い。これによって、日本国憲法の平和主義とNGO活動が結びついたからである。ここで、日本国憲法の平和主義とNGO活動の結びつきについて私なりの考えを述べておきたいと思うが、これはかなり遠回りの説明を必要とする。

平和学の認識によれば、平和とは暴力の克服であり、直接的暴力（＝戦争）と構造的暴力（＝社会的不正義）の両方の克服、すなわち消極的平和と積極的平和の両方を意味する。日本国憲法に即していえば、まず前文第2段落が、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と述べていることが重要である。この平和的生存権は、ルーズヴェルト大統領の「4つの自由」教書および「大西洋憲章」（ともに1941年）に由来するが、「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する」という表現の中に、消極的平和と積極的平和の両方の意味が含まれていると解することができる。また、前文第2段落は、世界の「専制、隷従、圧迫、偏狭、恐怖、欠乏」という構造的暴力を克服することに対する我々のコミットメントを述べている。そして、9条は、日本の武力行使の禁止、日本のミリタリーの脱正統化の規定であり、つまり直接的暴力を克服しようとする規定である。さらに、前文第2段落は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べており、先述したように「共通の安全保障」「安全保障共同体」をめざすことを示唆している。日本国憲法の平和主義はこのようにとらえられるが、これはまさに平和学の認識と共鳴するものといえよう。

遠回りの説明がさらに続くのであるが、憲法が定めている規範、ルールには2種類ある。第一の類型は国家権力に対する制限ないし禁止規範である。9条はその典型である。第二の類型は、政策の積極的な方向づけである。平和的生存権を含む前文第2段落は、日本の平和政策を方向づける積極的政策規範としての性格を持っている。

私は、「禁止規範としての9条」と「積極的政策規範としての前文第2段落」を、それぞれ「しない」平和主義と「する」平和主義と呼んでいる。近現代の憲法にとって、ミリタリーと戦争の民主的コントロールが大きな課題であったから、（正しくない）戦争をしないことは重要である。アジア太平洋戦争という侵略戦争をした日本にとっては、戦争をしないことは何にもまして重要である。また、日本が世界第5位の軍事力³⁷を持つにいたり、自衛隊がイラクに派遣されるところまで来た現在、「しない」平和主義の重要性を再確認する必要がある。しかし、これは日本国憲法の平和主義の半分である。あと半分は、「する」平和主義である。もし自衛隊を海外に派遣しないのであれば、日本の市民と政府は何をするのか、それが問われる。これは憲法前文の積極的政策規範の具体化の問題である。専制と隷従、圧迫と偏狭、恐怖と欠乏——世界の構造的暴力——を克服するために、日本の市民と政府は何をするのか。私は日本の市民による多様なNGO活動が日本国憲法の「する」平和主義の一例であると考えている。日本国憲法の平和主義とNGO活動はこのように結びつくのである。

世界の直接的暴力および構造的暴力を克服するためのNGO活動は様々なかたちで行なわれているが、憲法9条とのかかわりでいえば、世界の紛争や人道的危機への対処において、シビリアン（文民、市民）がミリタリー（軍隊）に取って代わろうとする潮流・努力があることが注目される。私がかかわっている国際NGO、非暴力平和隊（Nonviolent Peaceforce）は、紛争地の人々の要請にもとづいて、多国籍・非武装の市民のチームを紛争地に派遣して、暴力を抑止しようとするNGO活動である³⁸。「平和的手段による平和」（peace by peaceful means）を実践しているNGOの活動と日本国憲法の平和主義はまさに響き合っている。

いまの米国の平和運動の中に、1920年代の「戦争非合法化」運動とパリ不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）を復権させようとする動きがある³⁹。そして現在、すべての戦争の廃絶をめざすグローバルな運動を立ち上げようという提案がある。その提案者、デイヴィッド・スワンソンは「日本人は日本国憲法9条を堅持すべきである」と述べている⁴⁰。

私は「日本国憲法9条は世界の民衆とともにある」と痛感している⁴¹。

¹君島東彦「平和憲法の再定義—予備的考察」日本平和学会編『平和を再定義する [平和研究 39号]』（早稲田大学出版部、2012年）1-26頁参照。

²この問題については、「V 東アジアから9条を見る」のところで詳述する。

³三輪隆「日本非武装化条約構想とマッカーサー・ノート第2項」『埼玉大学紀要教育学部（人文・社会科学編）』47巻1号（1998年）43-58頁。

⁴ケント・E・カルダー著・武井揚一訳『米軍再編の政治学—駐留米軍と海外基地のゆくえ』（日本経済新聞出版社、2008年）321頁。

⁵駐留米軍は憲法9条2項に違反すると判断した東京地裁伊達判決を受けて、米国のマッカーサー2世駐日大使が日本の司法に介入した経過について、新原昭治・布川玲子「砂川事件『伊達判決』に関する米政府解禁文書（原文と翻訳）」山梨学院大学法学論集64号（2010年）202-155頁参照。

⁶Richard L. Armitage and Joseph S. Nye Jr., *The U.S.-Japan Alliance: Anchoring Stability in Asia*, Washington DC: Center for Strategic and International Studies, August 2012, p. 15.

⁷加藤哲郎『象徴天皇制の起源—アメリカの心理戦「日本計画」』（平凡社新書、2005年）。

⁸古関彰一『「平和国家」日本の再検討』（岩波書店、2002年）15頁。

⁹小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉—戦後日本のナショナリズムと公共性』（新曜社、2002年）161頁。小熊は、敗戦後の日本において、平和が日本国民のナショナル・アイデンティティとなり、ナショナリズムの拠り所となった現象を「憲法九条ナショナリズム」と呼んでいる。

¹⁰「2つの法体系」について、長谷川正安「安保闘争と憲法の諸問題」法律時報32巻11号（1960年）。

¹¹ストックホルム国際平和研究所の2013年度軍事支出データベースによれば、2012年度の軍事支出の多い国は、1位・米国、2位・中国、3位・ロシア、4位・英国、5位・日本、6位・フランス、7位・サウジアラビア、8位・インド、9位・ドイツ、10位・イタリアとなっている。

¹²大島賢三「50年先を睨んだ新しい国連外交の礎を築く」『外交フォーラム』2007年1月号13頁。

¹³日本経済団体連合会「わが国の基本問題を考える」（2005年）は日本国憲法9条2項の改正を求めている。

¹⁴『遊就館図録』（靖國神社、2003年）82頁。

¹⁵和田進『戦後日本の平和意識—暮らしの中の憲法』（青木書店、1997年）80-81頁参照。

¹⁶小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉』23頁。

¹⁷したがって、日本国憲法の平和主義を擁護するためには、憲法学だけでは不十分であり、平和学、国際政治学、国際関係学等が必要となるであろう。君島東彦編『平和学を学ぶ人のために』（世界思想社、2009年）参照。

¹⁸樋口陽一「戦争放棄」樋口陽一編『講座・憲法学 第2巻 主権と国際社会』（1994年）120-121頁。

¹⁹大沼保昭「護憲的改憲論」『ジュリスト』1260号（有斐閣、2004年1月）158頁、Craig Martin, A Constitutional Case for Amending Article 9, in Bryce Wakefield (ed.), *A Time for Change?: Japan's "Peace" Constitution at 65* (Washington DC: Woodrow Wilson International Center for Scholars, 2012) pp. 50-75.

²⁰君島東彦「『脱安全保障化』としての日本国憲法」千葉眞・小林正弥編著『平和憲法と公共哲学』（晃洋書房、2007年）29-30頁参照。木村草太『憲法の創造力』（NHK出版新書、2013年）219頁も同旨。

²¹古関彰一『「平和国家」日本の再検討』（岩波書店、2002年）47-48頁。

²²中野好夫・新崎盛暉『沖縄戦後史』（岩波新書、1976年）15頁。

²³阿波根昌鴻『米軍と農民—沖縄県伊江島』（岩波新書、1973年）、阿波根昌鴻『命こそ宝—沖縄反戦の心』（岩波新書、1992年）、佐々木辰夫『阿波根昌鴻—その闘いと思想』（スペース伽耶、2003年）、石原昌家／仲地博／C・ダグラス・ラミス編『オキナワを平和学する！』（法律文化社、2005年）の「第I部 脈々と流れる「無戦世界」の思想」等参照。沖縄出身の饒平名智太郎は、1922年に、ガンディーの思想と運動を紹介する著書を出している。鹿子木員信・饒

平名智太郎著『ガンヂと眞理の把持』（改造社、1922年）参照。

²⁴大田昌秀・新川明・稲嶺恵一・新崎盛暉『沖縄の自立と日本——「復帰」40年の問いかけ』（岩波書店、2013年）22頁。

²⁵林博史『米軍基地の歴史——世界ネットワークの形成と展開』（吉川弘文館、2012年）参照。

²⁶598という数字は、Department of Defense, *Base Structure Report 2013* による。

²⁷米軍基地をどうすべきかに関する議論については、ケント・E・カルダー著・武井揚一訳『米軍再編の政治学——駐留米軍と海外基地のゆくえ』（日本経済新聞出版社、2008年）311-331頁参照。チャルマーズ・ジョンソン著・雨宮和子訳『帝国解体——アメリカ最後の選択』（岩波書店、2012年）も参照。

²⁸沖縄および日本の平和運動は、沖縄の米軍をグアムへ移転せよという主張をするべきではないだろう。グアムではチャモロ先住民の米軍基地反対運動が活発な活動をしている。我々の目標は米軍の移転ではなくて、米軍の縮小である。

²⁹渡辺治『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、1987年）89頁は「・・・非武装はもっぱら日本の侵略に対する連合諸国の安全保障として構想」されたと述べている。

³⁰日高六郎『私の憲法体験』（筑摩書房、2010年）103-105頁。

³¹林博史は、戦後日本の平和主義は、個人の戦争責任の問題にきちんと向き合っていない弱点をかかえており、脆弱さがあると指摘している。林博史『戦後平和主義を問い直す——戦犯裁判、憲法九条、東アジア関係をめぐって』（かもがわ出版、2008年）63-76頁。

³²不十分ながら、君島東彦「日米安保体制をどのように克服するか——共同体形成と脱軍事化への道筋」民主主義科学者協会法律部会編『法律時報増刊 安保改定50年——軍事同盟のない世界へ』（日本評論社、2010年5月）227-234頁はその試みである。

³³GPPACについて、君島東彦「グローバルな立憲主義の現段階——NGOのプロジェクト”GPPAC”を契機とする若干の考察」深瀬忠一・上田勝美・稲正樹・水島朝穂編著『平和憲法の確保と新生』（北海道大学出版会、2008年）322-349頁参照。

³⁴浦田賢治「ハーグ市民社会会議の憲法学的課題——『日本国憲法第九条の定めるように』とはどういう意味か」杉原泰雄先生古稀記念論文集刊行会編『二一世紀の立憲主義——現代憲法の歴史と課題』（勁草書房、2000年）225-248頁、君島東彦「日本国憲法第九条とハーグ平和アピール」世界694号（2001年11月）90-95頁参照。

³⁵「9条世界会議」日本実行委員会編『9条世界会議の記録』（大月書店、2008年）、9条世界会議国際法律家パネル編『9条は生かせる』（日本評論社、2009年）参照。

³⁶河上暁弘『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究——「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義』（専修大学出版局、2006年）参照。

³⁷前掲・注11参照。

³⁸君島東彦編著『非武装のPKO——NGO非暴力平和隊の理念と活動』（明石書店、2008年）参照。NGO非暴力平和隊の活動——「非暴力的介入」「非武装の市民による平和維持」——は、最上敏樹『人道的介入——正義の武力行使はあるか』（岩波新書、2001年）が述べる「市民的介入」「予防的介入」と同じ性質の活動である。

³⁹David Swanson, *When the World Outlawed War*, Charlottesville, Virginia, 2011.

⁴⁰2013年8月2日、米国ワシントンDCのジョージタウン大学で開催された War Resisters League the 90th Anniversary Conference の際の君島との会話。

⁴¹See Article 9 in Nigel J. Young (ed.), *The Oxford International Encyclopedia of Peace Volume 1* (New York, NY: Oxford University Press, 2010), pp. 151-152.